

## 第11節 防災施設、資機材等整備計画

第1項 防災中枢機能等の確保・充実

第2項 情報通信施設等の整備

第3項 災害時用臨時ヘリポートの整備

第4項 装備資機材等の整備充実

第5項 医療救護体制の整備

第6項 給水体制の整備

第7項 水防施設・設備整備計画

第8項 消防施設・設備整備計画

### 《 基本方針 》

災害によっては予期せず発生するものがあり、その災害に速やかに対処するため、防災関係機関は、平常時から応急対策等に必要な防災施設や設備を有効適切に使用できるよう点検整備するとともに、資材の調達方法、調達先について整備、拡充に努める。

- (1) 現在、整備されている防災施設、設備や資機材の現況を把握しておく。
- (2) その機能がいつでも有効に発揮できるよう、定期的に防災施設、設備や資機材を点検し、整備補強を図る。
- (3) 未整備あるいは不足している防災施設、設備や資機材の計画的な整備を推進する。
- (4) 災害発生によりその機能が損なわれるおそれのある施設、設備や資機材については、代替手段を検討しておく。
- (5) 災害発生時の資機材が不足する事態を考慮して、その緊急調達方法や調達先をあらかじめ定めておく。

市、防災機関は、速やかな水防活動が行えるよう、災害危険箇所及び予想される災害の種類に対応して、必要な施設及び資機材等の整備、充実に努めるものとする。また、近年の火災や施設の状況等を考慮して、消防施設・整備を図る。

### 《 現況/課題 》

必要な防災施設、資機材等の整備については、設備投資の限界もあり、広域的支援に頼らざるを得ない状況にある。全庁的な防災施設等の整備には、将来的な構想と柔軟な運用について様々な検討が必要である。

## 第1項 防災中枢機能等の確保・充実

《 計画目標 》

### 1. 防災中枢機能等の整備計画

防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の設備、推進に努めるものとする。その際、停電対策並びに物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄及び調整体制を整備しておくことにも配慮するものとする。

また、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

#### (1) 防災中枢機能の拡充

公共施設は、災害時に地域の災害対策活動の拠点となり得るため、防災中枢としての機能整備に努める。それぞれの所管する施設の安全性を確認し、装備資機材の状況を把握し利活用を進める。

#### (2) 組織体制（初動体制）の確立

- 1) 災害発生時に職員が迅速に対応できるよう、平素から配備基準等を確認し、毎年各課において災害応急対策連絡網を確認しておく。
- 2) 交通の途絶、職員の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、参集訓練等を行い、災害応急対策実施の円滑化に努める。

#### (3) 職員の役割

各機関・部署の必要に応じた応急対策活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的な訓練により、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員・機関等との連携について徹底を図る。

## 第2項 情報通信施設等の整備

《 基本方針 》

防災関係機関は、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備強化を積極的に行う。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

《 現況/課題 》

本市における防災行政無線は、移動系制御器12基が設備されており、今後も整備を図る必要がある。

《 計画目標 》

### 1. 無線通信施設整備計画

本市の防災に関する独自の通信施設は、現在移動系防災行政無線があるが、さらに情報通信施設の多重化を図っていく

## (1) 防災行政無線

## 《 防災行政無線 》

防災行政無線とは、「災害時における災害応急対策並びに地域住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため市において設置する無線通信設備」をいい、次の計画を推進する。

- 1) 防災行政無線を有効に機能させるため、夜間等運用体制の確立を図る。
- 2) 地域住民に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、同報系設備の整備、充実を推進する。
- 3) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動系設備の充実を図る。
- 4) 主要防災関係機関への通信回線の設置を検討する。
- 5) 避難所（小・中学校）等への無線機の設置を検討する。
- 6) 各防災無線局の施設及び各機器の機能について、定期的に保守点検を行う。
- 7) 応急機器としての移動系子局の増強を推進する。
- 8) 長期にわたる停電の発生に対処し、動力発電及び同充電機の設置を推進する。
- 9) バッテリーの充電不足ほか予期せぬ停電時に備えて、非常用発電設備の整備を推進する。
- 10) 防災行政無線と全国瞬時警報システム（J-ALERT）との接続等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築を図る。

## (2) 消防無線

## 《 消防無線 》

消防無線とは、「消防本部が他市及び市内における消防、救急活動を円滑に実施するため消防本部において設置した無線通信設備」をいい、次の整備を推進する。

- 1) 地域防災無線を有効に機能させるため、夜間等運用体制の確立を図る。消防本部と相互に通信することができる市内共通波の整備、充実を図る。消防本部内には、基地局、陸上移動局（車載・携帯）、傍受機が整備されている。
- 2) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動多重無線車の整備並びに携帯無線機の増強を図る。
- 3) 消防無線は、秘匿性の向上及び無線チャンネルの増加により、従来のアナログ方式からデジタル方式へと移行する。なお、整備計画の詳細については、消防本部において策定する。

## (3) 福岡県防災・行政情報通信施設

防災情報通信施設としては、県の「防災・行政情報通信ネットワーク」を整備し、その運用を図っている。

- 1) 災害に強い通信網を構築し、県、各市町村、消防本部間で衛星回線と地上回線の非常通信ルートを確保する。
- 2) 防災情報の高度化、多様化に対応するため、防災情報システム、災害現場の映像情報機能の拡大を図る。
- 3) 高度情報通信網を生かし、電話、ファクシミリ、データ通信の拡大を図る。

※防災・行政情報通信ネットワーク（ふくおかハイパーネット）は地上系回線と衛星系回線の相互補完により、災害に強く、更に高度情報化社会のニーズを考慮し、各種の防災、行政業務に対応できるシステム

## (4) 防災相互通信用無線の整備計画

本市は、防災相互通信用無線については、未整備である。

**《 防災相互通信用無線 》**

防災相互通信用無線局は、基本法第2条に規定する指定行政機関、指定公共機関（地方機関を含む。）、地方公共団体及び地域防災関係団体（地域の防災対策を実施するための行政機関、公共機関及び地方公共団体の出先機関並びに企業等によって組織された団体）が開設することができる。

また、防災相互通信用無線局の開設にあつては、防災関係機関相互間で災害対策のための適切な無線局の運用ができるよう平常時及び災害発生時における無線局の運用について協定等を結ぶこと、並びに地方非常無線通信協議会または地区非常無線通信協議会への加入が条件となっている。

- 1) 災害時の通信を円滑に行えるよう基地局の整備を県と連携して推進する。
- 2) 防災関係機関は無線局の整備、増強を行うとともに、迅速かつ的確な情報通信を行うため、運用体制の整備充実を行う。

## (5) 通信設備優先利用の協定

市は、基本法 57 条に基づく通信設備の優先利用について、西日本電信電話株式会社及び警察機関とあらかじめ協議しておく。

《 無線施設一覧 》

【基地局無線装置】

	呼出名称	名称	署所名
1	ちくしのしょうぼう	筑紫野消防本部	筑紫野太宰府消防本部
2	ちくしのしょうぼうみなみ	筑紫野消防南	南出張所

【移動局】

		指令センター	消防本部	筑紫野消防署	南出張所	太宰府消防署	東出張所
卓上型	5機	1		1	1	1	1
可搬型	2機			1		1	
車載型	25機		4	11	2	6	2
携帯型	20機		2	8	2	6	2
400MHz 署活	40機		2	17	4	13	4

1 卓上型無線機

	呼出名称	名称	署所名
1	ちくしのしょうぼうほんぶ10	卓上10	消防指令センター
2	ちくしのしょうぼうちくし20	卓上20	筑紫野消防署
3	ちくしのしょうぼうみなみ50	卓上50	南出張所
4	ちくしのしょうぼうだざいふ30	卓上30	太宰府消防署
5	ちくしのしょうぼうひがし60	卓上60	東出張所

2 可搬型無線機

	呼出名称	名称	署所名
1	ちくしのしょうぼう211	可搬211	筑紫野消防署
2	ちくしのしょうぼう311	可搬311	太宰府消防署

3 車載型無線機

	呼出名称	名称	署所名
1	ちくしのしょうぼうしえん11	消防11	筑紫野太宰府消防本部
2	ちくしのしょうぼうささつ12	消防12	筑紫野太宰府消防本部
3	ちくしのしょうぼうけいちょう13	消防13	筑紫野太宰府消防本部
4	ちくしのしょうぼうはんそう14	消防14	筑紫野太宰府消防本部
5	ちくしのしょうぼうきんれん20	消防20	筑紫野消防署
6	ちくしのしょうぼうしき21	消防21	筑紫野消防署
7	ちくしのしょうぼう22	消防22	筑紫野消防署
8	ちくしのしょうぼう23	消防23	筑紫野消防署
9	ちくしのしょうぼうきゅうじょ24	消防24	筑紫野消防署
10	ちくしのしょうぼうはしご25	消防25	筑紫野消防署
11	ちくしのしょうぼう26	消防26	筑紫野消防署
12	ちくしのしょうぼうすいそう27	消防27	筑紫野消防署
13	ちくしのしょうぼうきんれん28	消防28	筑紫野消防署
14	ちくしのしょうぼうしき31	消防31	太宰府消防署
15	ちくしのしょうぼう32	消防32	太宰府消防署
16	ちくしのしょうぼう33	消防33	太宰府消防署
17	ちくしのしょうぼう36	消防36	太宰府消防署
18	ちくしのしょうぼう53	消防53	南出張所
19	ちくしのしょうぼう63	消防63	東出張所

20	ちくしのしょうぼうきゅうきゅう1	救急1	筑紫野消防署
21	ちくしのしょうぼうきゅうきゅう2	救急2	南出張所
22	ちくしのしょうぼうきゅうきゅう3	救急3	筑紫野消防署
23	ちくしのしょうぼうきゅうきゅう5	救急5	太宰府消防署
24	ちくしのしょうぼうきゅうきゅう6	救急6	東出張所
25	ちくしのしょうぼうきゅうきゅう7	救急7	太宰府消防署

## 4 携帯型移動局

	呼出名称	名称	署所名
1	ちくしのしょうぼう101	消防101	筑紫野太宰府消防本部
2	ちくしのしょうぼう102	消防102	筑紫野太宰府消防本部
3	ちくしのしょうぼう201	消防201	筑紫野消防署
4	ちくしのしょうぼう202	消防202	筑紫野消防署
5	ちくしのしょうぼう203	消防203	筑紫野消防署
6	ちくしのしょうぼう204	消防204	筑紫野消防署
7	ちくしのしょうぼう205	消防205	筑紫野消防署
8	ちくしのしょうぼう206	消防206	筑紫野消防署
9	ちくしのしょうぼう291	消防291	筑紫野消防署
10	ちくしのしょうぼう293	消防293	筑紫野消防署
11	ちくしのしょうぼう503	消防503	南出張所
12	ちくしのしょうぼう592	消防592	南出張所
13	ちくしのしょうぼう301	消防301	太宰府消防署
14	ちくしのしょうぼう302	消防302	太宰府消防署
15	ちくしのしょうぼう303	消防303	太宰府消防署
16	ちくしのしょうぼう306	消防306	太宰府消防署
17	ちくしのしょうぼう395	消防395	太宰府消防署
18	ちくしのしょうぼう397	消防397	太宰府消防署
19	ちくしのしょうぼう603	消防603	東出張所
20	ちくしのしょうぼう696	救急696	東出張所

## 5 400MHz 署活携帯

	呼出名称	名称	署所名
1	ちくしのほんぶ1		指令課
2	ちくしのほんぶ2		指令課
3	ちくしのしき1		筑紫野消防署 (21号車)
4	ちくしのしき2		筑紫野消防署 (21号車)
5	ちくしのほんぶ1		筑紫野消防署 (22号車)
6	ちくしのほんぶ2		筑紫野消防署 (22号車)
7	ちくしのほんぶ3		筑紫野消防署 (22号車)
8	ちくしのほんぶ4		筑紫野消防署 (22号車)
9	ちくしのたんく1		筑紫野消防署 (23号車)
10	ちくしのたんく2		筑紫野消防署 (23号車)
11	ちくしのたんく3		筑紫野消防署 (23号車)
12	ちくしのたんく4		筑紫野消防署 (23号車)
13	ちくしのきゅうじょ1		筑紫野消防署 (24号車)
14	ちくしのきゅうじょ2		筑紫野消防署 (24号車)
15	ちくしのきゅうじょ3		筑紫野消防署 (24号車)
16	ちくしのきゅうじょ4		筑紫野消防署 (24号車)
17	だざいふしき1		太宰府消防署 (31号車)

## 〈第2章 第11節 防災施設、資機材等の整備計画〉

18	だざいふしき2		太宰府消防署 (31号車)
19	だざいふぼんぷ1		太宰府消防署 (32号車)
20	だざいふぼんぷ2		太宰府消防署 (32号車)
21	だざいふぼんぷ3		太宰府消防署 (32号車)
22	だざいふぼんぷ4		太宰府消防署 (32号車)
23	だざいふたんく1		太宰府消防署 (33号車)
24	だざいふたんく2		太宰府消防署 (33号車)
25	だざいふたんく3		太宰府消防署 (33号車)
26	だざいふたんく4		太宰府消防署 (33号車)
27	ちくしのみなみ1		南出張所 (53号車)
28	ちくしのみなみ2		南出張所 (53号車)
29	ちくしのみなみ3		南出張所 (53号車)
30	ちくしのみなみ4		南出張所 (53号車)
31	だざいふひがし1		東出張所 (63号車)
32	だざいふひがし2		東出張所 (63号車)
33	だざいふひがし3		東出張所 (63号車)
34	だざいふひがし4		東出張所 (63号車)
35	ちくしのきゅうきゅう11		筑紫野消防署 (救急1号車)
36	ちくしのきゅうきゅう12		筑紫野消防署 (救急1号車)
37	ちくしのきゅうきゅう13		筑紫野消防署 (救急1号車)
38	だざいふきゅうきゅう11		太宰府消防署 (救急5号車)
39	だざいふきゅうきゅう12		太宰府消防署 (救急5号車)
40	だざいふきゅうきゅう13		太宰府消防署 (救急5号車)





## (1) 指定公共機関の無線

## 1) 筑紫ガス株式会社

筑紫ガスが、ガス保安用に設置した無線通信設備については、災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動無線車の整備並びに携帯無線機の増強を図る。

## 2) 九州電力株式会社

九州電力が、電力保安用に設置した無線通信設備については、下記によりその整備を図る。

- ア. 災害時における通信の輻輳を軽減するため、適切な通信回線の確保を行う。
- イ. 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動無線設備の整備を図る。
- ウ. 地上災害による影響を受けにくい衛星通信システムの効率的運用を図る。

## 2. 災害時優先扱いの電話（有線通信設備）整備計画

## 《 災害時優先電話 》

災害発生時において、重要通信を行う消防・警察・気象・報道等の機関については、一部の電話回線をあらかじめ交換機の優先発信グループに收容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的に通話可能となる。

災害時優先電話の使用については、西日本電信電話株式会社へ依頼する。

本市の施設には、災害時に優先通信設備である電話回線が西日本電信電話株式会社への申請を行い、2回線が優先扱いの電話回線として登録してある。

## (1) 災害時優先電話の登録（2回線）

No.	電話設置場所	電話番号	非常電話番号
1	危機管理課	092-923-0183	102-092-923-0183
2	常松浄水場	092-926-2895	102-092-926-2895

- (2) 防災関係機関は、災害時優先扱いの電話を有効に活用できるよう西日本電信電話株式会社の規定に基づき、多様な有線回線の確保に努める。
- (3) 市は、電気通信設備の整備と防災管理に努め、防災関係機関が有線通信設備をさらに有効に活用できるよう、電話網運営体制の整備をする。また、市内の使用回線は、優先順を考慮し的確な位置付けを行う。
- (4) 優先電話の機能周知、設置場所の適正化と災害時における運用体制を整備推進する。

## 3. 各種防災情報システムの整備

## (1) 防災情報の一元化

防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し、各種防災情報システムの整備、充実を行う。

- 1) 災害時の膨大な情報通信を円滑に処理し、市災対本部が的確な指示等を行うための防災情報システムの検討を行う。
- 2) 災害情報データベースの整備
 

既存の各種情報メディアを活用して、次のようなデータベース化と一元的な情報管理により応急復旧作業の効率化を検討する。

  - ア. 安否情報（死亡者の氏名・住所、避難状況等）
  - イ. 被災証明情報（建物被災程度等）
  - ウ. 生活支援情報（災害弔慰金や義援金の支給、仮設住宅の入居、倒壊家屋の処理等）

## (2) 多様な情報メディアの活用方策の検討

デジタル放送によるデータ及びケーブルTV等の地域のメディアを活用し、視聴覚障害者

等に対する音声・文字情報による情報の提供システムを検討する。

- (3) 防災関係機関は、防災情報システム体制の確立のため、資機材の整備を検討する。

#### 4. 広報、広聴体制の確立

- (1) 運用体制の整備

市及び関係機関は、下記により広報運用体制の整備を図る。

- 1) 広報重点地区（各災害危険地域）の把握
- 2) 地区住民（要配慮者）の把握
- 3) 広報・広聴担当者の熟練
- 4) 広報文案の作成
- 5) 広報優先順位の検討
- 6) 伝達ルートが多ルート化

- (2) 住民への広報、広聴体制

災害時に住民に対して、被害状況や避難、生活支援に関する情報等を迅速かつ的確に提供し、住民からの要望・相談を広聴する体制、方法を確立する。

- (3) プレスルームの整備

- 1) 報道機関を通じての広報については、プレスルームを設置する等情報を迅速・的確に発信する。
- 2) 市災対本部での広報の一本化を行い、混乱を防ぐ。

- (4) パソコン通信・インターネットを通じた情報交換

情報化の進展に伴い、パソコン通信・インターネットといった新しい情報伝達手段による情報交換を行えるよう、伝達する方法、伝達内容等について検討を進める。

- (5) 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障害者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

### 第3項 災害時用臨時ヘリポートの整備

《 現況 》【資料編\*1 参照】

本市には、災害時における臨時ヘリポートは、2箇所（県防災計画）が県より選定されている。

（平成24年現在）

番号	所在地	ヘリポート名	管理者	広さ(m) 巾×長さ
1	筑紫野市針摺東4-6-1	筑紫野中学校グラウンド*	市教育委員会	101×130

《 計画目標 》

#### 1. 臨時ヘリポートの選定基準等

市は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定、整備に努める。

(1) 臨時ヘリポートの選定基準（県に準拠）【 資料編\*2 参照 】

市は、臨時ヘリポートの選定場所として、学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から次の基準に留意して選定する。

- 1) 地盤堅固な平坦地（コンクリート、芝生は最適）。
- 2) 地面斜度6度以内のこと。
- 3) おおむね100m以上×150m以上の地積は、無障害地帯であること。
- 4) 車両等の進入路があること。
- 5) 障害物境界線より上に障害物がないこと。
- 6) 林野火災における空中消火基地の場合
  - ア. 水利水源に近いこと。
  - イ. 複数の駐機が可能なこと。
  - ウ. 補給基地を設けられること。
  - エ. 気流が安定していること。
- 7) 医療施設を考慮し搬送体制が整備確立されている場所。
- 8) 臨時ヘリポートの標示
  - ア. 市災対本部での広報の一本化を行い、混乱を防ぐ。
  - イ. 石灰等を用い、接地帯の中央に直径5m程度の円を書き、中にHの文字を標示する。
  - ウ. 旗または発煙筒等で風の方向を表示する。

(2) 危険防止上の留意事項

- 1) ヘリコプターの離着陸は、風圧等による危険を伴うため、警戒員を配置し、関係者以外の者及び車両等の進入を規制する
- 2) 離着陸帯及びその周辺には、飛散物等を放置しない。
- 3) 砂塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置を講ずる。
- 4) 航空機を中心として半径20m以内は、火気厳禁とする。

(3) ヘリポートの管理

市は、選定したヘリポートの管理について、平素から当該指定地の管理者と連絡を保ち現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう留意する。

\*1 ● 資料 2.11.1 「臨時ヘリポート位置図」

\*2 ● 資料 2.11.2 「臨時ヘリポートの選定基準」

## 2. 県への報告

市は、新たにヘリポートを選定した場合、本計画に定めるとともに、県に次の事項を報告（略図添付）する。

また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- (1) ヘリポート番号
- (2) 所在地及び名称
- (3) 施設等の管理者及び電話番号
- (4) 発着場面積
- (5) 付近の障害物等の状況
- (6) 離着陸可能な機種

## 第4項 装備資機材等の整備充実

《 計画目標 》

### 1. 主な整備資機材

応急対策を円滑に実施するため、災害用装備資機材等をあらかじめ整備充実するものとする。  
また、備蓄（保有）資機材は、随時点検を行い保管に万全を期する。

項 目	資 機 材 名 称
救助用備蓄資機材	ア. 気象観測施設 イ. 救急車、特殊消防車 ウ. 通信機及び資機材 エ. 給水資機材 オ. その他救助用資機材
水防用資機材	ア. 救助船艇、ビニールシート イ. 土嚢、ロープ
消防用資機材	ア. 消火薬剤 イ. 消火器
医療助産及び防疫に要する資機材	ア. 発電機、人工透析、他救急機材 イ. 医療薬品、防疫用薬剤
食糧及び飲料水	ア. ペットボトル、ろ水器 イ. レトルト食品、缶詰
流出油処理資機材	ア. 吸着剤 イ. オイルフェンス
その他	ア. 電気、ガス、上下水道等復旧に必要な資機材

## 第5項 医療救護体制の整備

《 計画目標 》

### 1. 拠点病院施設計画

災害時における医療救護体制の整備のため、第3章第14節 「医療救護計画」において定めるほか、次のとおり施設等の設備を検討し、関係機関に要請する。

- (1) 情報収集、医療活動に必要な通信設備
- (2) 迅速な救護班派遣のための救急医療用資機材、仮設テント等の装備
- (3) 病院としての患者受入れ等のためのヘリポートや簡易ベット等の装備
- (4) 拠点となる医療施設については、応急的な診療機能を確保するため、ライフラインの機能停止に備え、貯水槽、自家発電装置等の整備、医薬品・医療資機材、備蓄物資等の確保が迅速に行えるよう、支援体制強化を推進する。

### 2. 通信設備

- (1) 3章第14節「医療救護計画」における情報収集・連絡体制整備のため、救急医療情報システム等の整備強化に努める。
- (2) 緊急情報ネットワークの整備を図る。

### 3. 研修・訓練

- (1) 大規模災害時の指揮連絡システムマニュアルを整備するとともに、市防災訓練において実践訓練を実施する。
- (2) 災害医療統率者等を対象とした研修、講習会を実施する。

### 4. 医療機関の災害対策

- (1) 救急医療体制の充実を関係機関に要請する。
- (2) 近隣の高次医療機関との連携を進め広域医療体制の強化を図る。
- (3) モデルマニュアルを参考とし各病院での災害応急マニュアルを作成するとともに、これに基づく自主訓練を行う等、病院レベルでの災害対策を講じる。

### 5. 医療救護施設、設備の整備計画

- (1) 救急医療情報ネットワークの整備  
医療活動等に必要な情報収集・連絡体制を確保するため、医療機関と連携して救急医療情報システム等の情報ネットワーク化を検討推進する。
  - 1) 初動医療体制の確立  
市と各医療機関は相互に連携し、早期に応急医療体制を確立する。また、トリアージ（負傷者選別）の基準に基づき、実践的な訓練の実施を検討する。
  - 2) 救急救助体制の充実  
医療機関への迅速な搬送体制を確立するとともに、救命・救助装備を整備する等、円滑な救急・救助体制の充実を図る。
  - 3) 医療体制の整備充実
    - ア. 必要な医療サービスを確保するため、医療機関相互の連携を図り、幅広い対応ができるような地域医療サービス体制の整備に努める。
    - イ. 医師会等の協力を得て、休日や夜間の24時間救急医療システムの充実に努める。

## 第6項 給水体制の整備

## 《 現況 》

本市には、市域へ給水体制として、の500㎥が10基、200㎥が10基、20㎥が48個の給水タンクを保有し、災害時における給水体制として8,000㎥の給水が可能である。

## 《 計画目標 》

## 1. 給水体制の整備

災害時において、被災者1人あたり1日3㎥以上の飲料水供給を確保できるよう、貯水槽の設置、応急給水用資機材等の整備増強を検討する。

## (1) 整備項目

- 1) 広域避難地への飲料水兼用耐震性貯水槽の設置
- 2) 学校等のプール施設の活用
- 3) ろ過器の配備
- 4) 給水車の増強
- 5) 応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強
- 6) 井戸の設置

## 第7項 水防施設・設備整備計画

## 《 現況/課題 》

水防倉庫：御笠、山家、下見、米嶺、南出張所、消防署の6箇所

## 《 計画目標 》

## 1. 水防施設、設備整備計画【資料編\*3 参照】

速やかな水防活動が行えるよう、災害箇所及び予想される災害の種類に対応して、水防資機材や水防倉庫等の整備、拡充を図る。

目標を設定して、現有の水防資機材の拡充を図る。

- (1) 災害発生の高危険性の高い地区での水防倉庫の新設を検討する。
- (2) 毎年点検・整備を行い、不良品の交換や不足品の補充等に努める。
- (3) 資材の中で腐敗、損傷のおそれのあるものは、水防に支障のない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。
- (4) 資機材の不足する場所を予想して、あらかじめ調達方法や調達場所を検討しておく。
- (5) 水防倉庫1棟あたりの資機材の備蓄、数量の基準は次のとおりである。

《水防倉庫（10坪）1棟あたりの基準（最低）》

品目	数量	品目	数量
凧（かます）	850枚	掛矢	6丁
杉丸太（杭）	1間 1.5間	鎌（厚薄）	30
		ハンマー	10丁
ビニールシート	200枚	唐鍬	5丁
縄（ビニールひも）	275kg	両ツル	5丁
スコップ	20丁	斧	5丁
鉄線	20kg	照明灯	若干
ペンチ	5丁	その他必要器具	〃

\*3 ● 資料 2.11.3 「水防倉庫及び水防資機材器具」

## 《 水防倉庫及び水防資機械器具 》 資料 2.11.3

倉庫名	消防署	南出張所	下見	山家	御笠	米嚙	合計	
	針摺西 1-1-1	原田 4-16-1	下見539-3先 (宝満 河 敷)	山家 5212-2	吉木1769-1 (御笠 ミエティ 消防 ケ 横)	二日市北 5丁目19 (米嚙住宅 農業倉庫)		
資器材	一輪車		1				1	2
	かけや	10	3	11	5	3	3	35
	剣先スコップ	24	7	18	11	9	3	72
	平スコップ	5	2	1		1		9
	つるはし			7			1	8
	鉄ハンマー (大)	4		4			2	10
	大鉈 (腰鉈含む)	8	1				3	12
	鎌	40	2				2	44
	かなづち						5	5
	鋸	6	1					7
	クリッパー						5	5
	しの						3	3
	チェーンソー	5	1					6
	電動チェーンソー						1	1
	刈払い機	2	1					3
	エンジンカッター							0
	バリケード		5				8	13
水防資材	木杭	80	10	20	25	20	30	185
	鉄杭	42	3	3				45
	鉄線	1		2	1		1	5
	PPロープ				1			1
	化繊袋	3,000	330	330		300	250	4,210
	シート	-	-	-	-	-	-	-
	小 (5m級以下)	14		10	5	5	6	40
	中 (7m級)	8	2			2	4	16
	大 (10m級)	14	2	3	1	1	3	24
	パイロン	30	4					34
	パイロンバー	20	2				2	24
	水のう				82			82
	土のう	150						150
トラロープ	2					5	7	

※各資器材は、車載している資器材を含めない。

※土のう 筑紫野市消防団設置場所 筑紫野市役所庁舎 200袋  
山家分団5号車庫 200袋  
山口分団6号車庫 200袋

資料：筑紫野市水防計画書 R4

## 第8項 消防施設・設備整備計画

### 《 基本方針 》

近年の火災や施設の状況等を考慮して、消防機械の近代化、中高層建築物火災や特殊火災に対応できる消防力の整備を進めていく。

### 《 現況/課題 》

本市における消防水利の現況は、消火栓が1,797基、防火水槽が721基設置されており、消防水利の基準からは有効水利の市街地等における充足率は74.8%となっている。また、常備消防機関としては、筑紫野市及び太宰府市を構成団体とする筑紫野太宰府消防組合が設置され、当該消防組合の「消防力の整備指針」に基づく消防署の数は、基準数5に対し4署所が設置（充足率80.0%）されており、筑紫野市においても2署所設置されている。ただし、耐震診断の結果、耐震性が十分でないと評価され、かつ、老朽化が著しい筑紫野太宰府消防組合消防本部及び筑紫野消防署庁舎については、耐震性の強化を図る必要がある。また、消防ポンプ車数は10台の基準に対し6台（充足率60.0%）、救急自動車についても6台の基準に対し4台設置（充足率66.7%）されている。

### 《 計画目標 》

#### 1. 消防施設、設備整備計画

- (1) 高齢化をはじめ、消防団員の減少を補うため魅力ある消防行政の活性化を図る等の対策を検討し、団員の補充を推進する。
- (2) 消防機械については、年次計画により整備・買換えを行っていくとともに機械の近代化・軽量化を図る。また、特殊な消防需要に対処するため、はしご付き消防自動車、救助工作車、化学消防自動車等の常備消防機関における配備を推進する。
- (3) 国が示す所要基準に達するよう消防水利施設を年次計画により整備していく。そのため、消火栓は水道管理設時に随時設置するとともに、防火水槽は用地確保の問題があるため、公共用地(公園・空地等)を中心とした設置を考慮して整備を進めていく。
- (4) 火災救急現場への出動等の迅速な消防活動に対処するため、常備消防機関の署内の充実を図る。
- (5) 毎年定期的に資機材の点検・整備を行い、不良品の交換や不足品の補充等を行う。
- (6) 資機材の不足する場合を予想して、あらかじめ調達方法や調達場所を検討しておく。
- (7) 災害時の災害対策拠点施設としての役割を果たすため、筑紫野太宰府消防組合消防本部及び筑紫野消防署の庁舎建設事業計画を推進していくことで、耐震性の強化を図る。
- (8) 住民からの119番通報の受付から、各種災害への早期対応及び大規模災害等発生時における状況把握等において、最も重要な防災設備である高機能消防指令センターの整備・更新を進めていく。